緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置 の変更について

本日の政府対策本部において、沖縄県について 6 月 20 日まで緊急事態措置を実施するとともに、愛媛県について 5 月 22 日をもってまん延防止等重点措置を解除することとされた。

ゴールデンウイークが明けて2週間を迎えたところであり、 期間中の人流がもたらした影響や各種対策をしっかりと検証し、 検査の拡充をはじめ、従来の対策レベルを抜本的に引き上げ、 感染を強力に抑え込んでいただきたい。

また、一部の地域を除いて全国でイギリス型の変異株に置き 換わったとされており、引き続き変異株の猛威についての周知 啓発を強化するとともに、イギリス株よりも感染力がさらに強 力とされるインド株が各地で確認されていることから、早期の 封じ込めに向けて国としても情報収集や分析に総力をあげて取 り組み、併せて、現場の都道府県のスクリーニング検査や積極 的疫学調査への強力な支援をお願いしたい。

令和3年5月21日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部 本部長・全国知事会会長 徳島県知事 飯泉 嘉門 本部長代行 鳥取県知事 平井 伸治